

# 競争的市場経済と補完性原理

藤 本 建 夫

## 1. は じ め に

自由主義とカトリックは本来敵対しあうものだと考えられている。自由主義は競争的市場経済と結びつき、カトリックが想定する神の秩序を容易に打ち砕いてしまう。前者が革新的であるとすれば、後者は頑迷で迷信的・保守的となる。一般的にはそのように言えても、自由主義経済が常に競争的な市場を作り出すとは限らないし、カトリックが常に後ろ向きで経済活動に対して敵対的であるわけではない。むしろ神の秩序の危機に対するカトリックからの様々な策のなかに、宗教を問わず、社会を成立せしめる基本的要素の問題が内包されている場合がある。その場合には何らかの形で自由な政治や社会、あるいは自由主義的競争市場と接点を持たざるを得ない。その典型的なケースとして現在欧州連合（EU）の重要な統合原則の柱の一つである補完性原理（principle of subsidiary function, Subsidiarität）の問題がある。

補完性原理とはラテン語の *subsidium* に由来し、本来「支援」、「予備」、「救済」などを意味する用語である。これが政治的、社会的文脈で使用される場合には、次のような特別な意味を付与される。国家に対して下位に立つ自治体は自己責任を持つこと、つまり自ら問題や課題を解決しうる状態にあることを前提とし、それに対し国家は上記の状態にある自治体に過大な問題や課題を要求してはならない。過度の要求がなされる場合には国家は自治体に対して「支援的に活動」しなければならない。これがいわゆる補完性原

(1) 理である。この原理は欧米諸国では分権的社会・政治体制を成り立しめる上で不可欠の考え方であるが、EUにおいては特にEU諸機関がスーパー・ナショナルな方向へ、あるいは大国が覇権主義的に行動しようとする際の制約条件をなしている。

補完性原理が明確に定義されたのはローマ教皇ピウス11世 (Pius XI) の社会回勅「クアドラジェジモ・アンノ——社会秩序の再建——」<sup>(2)</sup> からである。これが発表された1931年はヨーロッパをはじめ世界中で失業者が巷間にあふれ、政治・社会秩序も瓦解に瀕する真只中であつた。社会主義、全体主義、自由主義など考えられうるあらゆるイズムが労働者、大衆、国民の支持を得るためにそれぞれのヴィジョンを、イデオロギーをぶつけ合った<sup>(3)</sup>。このような状況の中にカトリック世界ももちろん巻き込まれ、「社会秩序の再建」はこの時代状況の中から生まれた。この文書の中でより下位にある自治体の自己責任と権限およびより上位にある自治体 (あるいは国家) の「支援的活動」という発想を基礎にする補完性原理が明確に打ち出される。この考え方は明らかに政治的社会的には社会主義国家とファシズム国家に対決するものであつたが、経済を律する自由競争的市場経済とは如何なる関係にあつたのであろうか。果たして矛盾なく両立しうるのであろうか。社会的・政治的秩序が余りにも強く前面に出てくれば、それが経済システムにとって障害となり、

---

(1) Subsidiarität, in: de.wikipedia.org/wiki/Subsidiarität-75k-.

(2) インターネットのオフィシャル・テキスト (英語版) は Quadragesimo Anno (The Fortieth Year). On Reconstruction of the Social Order, Pius XI, 1931 (www.osjspm.org/majordoc\_quadragesimo\_anno\_officialtext.aspx -135k-). ドイツ語版テキストは, Quadregedimo Anno. Papst Pius XI. (1931) (www.christusrex.org/www1/overkott/quadra.htm -140k-). 以下の引用文のあとに挙げた番号はオフィシャル・テキスト (ドイツ語版テキストも同じ) の項目番号である。なお、この番号は邦訳 (中央出版社『教会の社会教書』中央出版社, 1991年) の小見出し番号とは一致しないため、邦訳についてはページ数である。

(3) 藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕——レプケと第三の道——』ミネルヴァ書房, 2008年参照。

やがては経済そのものを疲弊させてしまう。逆に完全に自由な経済活動を認めてしまうと、社会秩序そのものが崩壊しかねない。この社会経済学上の難問を解決しようとしていたのがドイツ自由主義経済学者ヴィルヘルム・レプケ (Röpke, Wilhelm) である。レプケは非カトリックであるが、社会秩序と経済秩序をめぐる議論を通じて「クアドラジェジモ・アンノ」が提起した難問に正面から取り組んでいった。

この謎解きは、戦後ドイツの経済体制建設にあたってのレプケの役割と社会的市場経済論、またドイツ基本法における補完性原理とカトリック系学者<sup>(4)</sup>の役割を明らかにする重要なヒントになるだろう。前者の論点は拙著『ドイツ自由主義経済学の生誕』においてある程度論じておいたが、本稿ではカトリックの補完性原理がどのような経緯でレプケの自由主義経済学に取り入れられていったのか、その論理を明らかにすることをテーマとしたい。したがって後者の問題と EU 形成原理の中核の一角としての補完性原理の問題については他日を期したい。

## 2. クアドラジェジモ・アンノ

### (1) 所有権の二重的性格

上述のように補完性原理がはじめて概念化されたのはローマ教皇の社会回勅「社会秩序の再建」である。この回勅は1891年にローマ教皇レオ13世

---

(4) 桜井健吾「補完性原理の萌芽——ケテラーとテュージングの論争（1848年）——」水波朗・阿南成一・稲垣良典編『自然法と宗教Ⅰ』創文社1998年、264ページ。白井陽一郎「EUにおけるサブシリアリティーの原理と協調的連邦制の概念」『ソシオサイエンス』第1号、1995年、70ページ、北住炯一「戦後ドイツ国家形成と連邦主義言説——アデナウアーと同時代人——」『名古屋大学法政論集』第221（2008年3月）号、31ページ以下。

(5) Rerum Novarum. On the Condition of the Working Classes, Pope Leo XIII, 1891 ([www.osjspm.org/majordoc\\_rerum\\_novarum\\_official.aspx](http://www.osjspm.org/majordoc_rerum_novarum_official.aspx) -98k-)。かっこ内の数字はオフィシャル・テキストに付された項目番号ならびに邦訳ページである。

(Leone XIII) によって出された社会回勅「レールム・ノヴァルム—労働者の境遇について—」<sup>(5)</sup> 以来のもので、一般に「クアドラジェジモ・アンノ」(40周年) と呼ばれている。「クアドラジェジモ・アンノ」はレオ13世の回勅がいかに重要なもので、その連続性の中にそれも位置づけられていることを強調しているから、本稿においてもまず「レールム・ノヴァルム」から始めなければならないだろう。

「レールム・ノヴァルム」は1891年に発表されたが、この時代は1871年に成立したドイツ第二帝国ではビスマルク (Bismarck, Otto v.) からカプリヴィ (Caprivi, Leo Graf v.) へと政権が交替し、1878年に制定された社会主義者鎮圧法が1890年に撤廃され、体制内政党に転じた社会主義政党がドイツ帝国議会にかなりの代表者を送り込みはじめた頃である。他方カトリックに関してはドイツ帝国建設期には「文化闘争」によってビスマルクから手ひどい弾圧を受け孤立を余儀なくされていたが、彼らもビスマルク体制と妥協し中央党としてドイツ国内で不動の地位を固めていく。ここで忘れてならないのは「文化闘争」時代にマインツ司教ケテラー (Ketteler, Wilhelm Emmanuel Frh. v.) が後のカトリック社会理論・運動にとって極めて重要な礎を築いていることである。彼は一方でマンチェスター派の自由主義を批判しながら、他方で社会正義と隣人愛に支えられる労働の意義を説いた。<sup>(6)</sup> そしてドイツ社会民主党が1890年以降党勢を拡大してくると、カトリックの側でも社会民主党に対する危機意識が強まり、同党以上に労働者を惹きつける

---

(6) ケテラーの活動については、W. E. フォン・ケテラー (桜井健吾訳・解説) 『労働者問題とキリスト教』晃洋書房、2004年、W. E. フォン・ケテラー (桜井健吾訳・解説) 『自由主義、社会主義、キリスト教』晃洋書房、2006年。ケテラーの生涯については、前者の訳者による「ケテラー小伝」参照。「クアドラジェジモ・アンノ」の草案作成に携わったのはグントラッハ (Gundlach, Joseph) とネルブロイニング (Nell-Breuning, Oswald v.) だが、彼らがその際に指針としたのは主にケテラーの思想的遺産であった (桜井健吾「補完性原理の萌芽」, 265ページ)。

独自の社会哲学・理論が求められた。ケテラー後、教皇レオ13世の社会回勅「レールム・ノヴァルム」はそうした要請に応じて1891年5月15日に出された。

「レールム・ノヴァルム」は、資本主義の発達とともに階級間格差が拡大し労働問題あるいは社会問題が大きくクローズアップされるなかで、一方で自由放任＝マンチェスター主義を批判して労働者保護政策の必要性を説き、他方で財産の社会化によってこそ労働者の救済の道があるとの社会主義の教義を拒否定して、代わって「自然権」(nature confers on man the right to possess things privately as his own. 10. 27ページ)としての財産の私的所有を前面に押し出した。「人間は、国家が成立するまえに、生きる権利と自分の存在をまもる権利とを、自然から受けていた」(13. 29ページ)のである。そして国家が労働者の境遇を改善する努力をするのはそれが「国家にとって不可欠の善のみなもと」(51. 69ページ)だからである。

「レールム・ノヴァルム」から40年を経た1931年はカトリックにとっても1891年当時とは比較にならないほど世界的危機の時代であった。一方でロシア革命によって社会主義が現実のものとなり、他方でアメリカから発した大恐慌で世界は失業者であふれていた。状況をさらに複雑にしていたのはファシズムやナチズムが台頭し政権を掌握、もしくは掌握する寸前にあったことである。本来のあるべき社会秩序が崩壊寸前で、どこに「再建」の鍵があるのか。様々なヴィジョンが論じ闘わされたが、それらのなかでカトリックにおいてはローマ教皇が自ら「レールム・ノヴァルム」を発展させて「クアドラジェジモ・アンノ」において立場を次のように明らかにした。

大恐慌・大失業の時代に労働者を適切に救済する手段を講じることができなければ、コレクティヴィズムの「革命勢力」に対して「公共の秩序、社会の平和と安寧」を守ることはできない(62. 181ページ)。国家は社会の弱者と貧者に属し、いま失業の渦中に投げ込まれている労働者を特別に留意しな

ければならないが、特に共産主義・社会主義に対して労働者を説得できる社会哲学・経済学が今ほど切望されているときはない。「クアドラジェジモ・アンノ」は三部から構成され、序に続く第一部では「“レールム・ノヴァルム”の祝福に満ちた効果」が再説され、そしてこの社会回勅の理論的核心部分を成す第二部では「社会と経済に対する教会の至上の権威」が議論され、第三部では「ローマ教皇レオ13世以降の変化」では現実の社会主義に対するカトリック教会の基本的立場が明らかにされる。

ここでは当時のカトリックの理論的立場を第二部から再構成したい。まず第一は所有権の問題である。所有権をどのように位置づけるのかという問題についてカトリックは社会主義思想が生まれてくるとともに議論の俎上に乗せていたが、ロシア革命の成功や第一次大戦後のヨーロッパ諸国の混乱のなかで社会化の波が押し寄せてくると、所有権はまさに焦眉の現実問題となった。社会主義を信奉し、あるいはそれにシンパシーをもつ陣営は当然のように私的所有を否定して社会化＝社会的所有の歴史的正当性を主張したが、しかし議論ははるかに複雑化していて単純に私的所有か社会的所有かといった二者択一の問題ではなくなっていた。例えばケインズ (Keynes, John M.) は所有と経営の分離という事実をふまえて、次のように論じていた。株式会社制度はこれが一定規模に達すると個人主義的私企業の段階を乗り越えて「公的法人」の性格を帯び始める。つまり大企業自体が「社会化傾向」を帯び始める。なぜなら経営者は「株主のための極大利潤よりも、むしろ法人組織の全般的安定と名声」を重視し、社会からの批判や会社の顧客からの批判に耳を傾けなければならないからである。こうなると株価を引き上げることによって株主の利益を第一に考えるような今日の株式会社ではなく、あくまで社会的存在としての企業となる。それに対して企業の所有者は長期的には平均利子率に収斂していく配当で満足しなければならなくなる。要するにケインズは私的所有制度を前提にしながら、株式会社の活動のなかに私的所有の社

会化の進展を見ていたのである。<sup>(7)</sup>

では「クアドラジェジモ・アンノ」はどのように論じたか。「人間は、自然から、したがって創造主から、財産を私有する権利」を授かっている。つまり所有権は「人定法 (man's law, Menschensatzungen)」によって与えられたものではなく、「自然に由来」する「自然法 (natural law, Naturgesetz)」の領域に属している (45. 54ページ)。しかしこの所有権は無制限のものでなくて二重の性格を持っている。第一は自然権として誰にも侵されない私的権利としてのそれであり、いまひとつは所有権の社会的性格である。つまり所有権は一方で個人的利益を旨しながら同時に「共同善」(49. 167ページ。social character of ownership, Gemeinwohl) を達成しなければならない。

では共同善はどうすれば達成できるか。共同善は「揺るぎのない明白な秩序の維持」によって実現される。秩序の維持は教会の使命と深く関係している。教会の使命は人類を「永遠の幸福」に導くことにあるのだが、教会は「技術の領域では、適当な手段と能力とをもたないために、介入しないけれども、道徳律に関するすべてのことがらに介入することは神から授かった任務」である。したがっていかなる人間の活動やそれに伴う秩序も「道徳律」のもとに服する。経済活動もその例外ではない。「経済学と道徳律とはそれぞれの領域で固有の原理を用いているが、それにも関わらず、経済的秩序と道徳的秩序とがきわめて疎遠なもの、無関係なものであって、前者は決して後者に従属するものではないと言うことは、誤りであろう。確かに、物的財の本質ならびに人間の霊肉の諸性能とのうえに築かれているいわゆる経済法則 (Wirtschaftsgesetze) は、経済分野でどのような目的が人間活動の範囲外にあるか、その反対に人間活動はどのような目的を旨すべきか、さらにそれを達成する方法は何であるかを決定する。だが、物的財の世界と同様に

---

(7) ケインズ「自由放任の終焉」『ケインズ全集 第9巻 説得論集』東洋経済新報社、1981年、323～353ページ。

人間の個人的性格および社会的性格から、人間の理性はきっぱりと、神があらゆる経済生活に授けた目的を取り出す」(42. 164ページ)。つまり、人間の理性、道徳的正義に、経済活動を含めた個々の特殊目的はすべて従属させられ、こうして「普遍的秩序」のなかにそれらの諸目的は完全に調和を保つことになる。これがすなわち「共同善」である。その意味において「社会秩序と経済秩序もまた、同様に、私〔ピウス11世〕の至上の権威のもとにおかれている」(41. 163-4ページ)のである。「クアドラジェジモ・アンノ」によれば、私的所有と社会的所有は対立する概念に見えるけれど、しかし前者のなかにすでに「共同善」という形で社会的性格が含まれているのである。

ではこの共同善と自然権としての私的所有権を「クアドラジェジモ・アンノ」はいかに論理的に関連付けたのか。まず私的所有権は次の理由によって制限される。「所有権」と「所有権の行使」は混同されてはならない。市場における「交換的正義」は個々人の所有権の神聖性を保証し、他人の権利を犯すことを禁じているが、これに対して所有者による所有権の「徳に基づく行使」は「交換的正義」に属しているのではなくて、別の「徳の対象」であり、その義務は法的に拘束されるものではない(47. 168ページ)。結局、問題は自然権としての所有権の「交換的正義」と教会の権威のもとでの道徳律に導かれる「徳に基づく行使」の境界をどこに求め、それを誰が判断するのかに帰着する。この問題についてピウス11世は、レオ13世とともに、「神は、所有権の限界を定めることを、人間のくふうと諸民族の制度にゆだねようと欲した」と答える。所有権の限界は「制度」の問題にかかわり、それは場所と時代によって当然こととなり、その意味で「絶対不動不変なものではない」からである。人間にその判断を求められれば、判断を具体的に下しうるのは国家しかない。では国家の判断基準はどこにあるのか。第一に自然権としての所有権の尊重。第二に人間は国家に「先存」し、家族社会は市民社会に対して「論理的優先権」と「現実的優先権」を持っているから、国家は過度な



負担や税金によって私的所有を枯渇させてはならない。以上のことから、国家が神により所有権の限界の範囲を決定する権限を託されているとしても、国家がなしうことは、所有権の行使を制限し「共同善」、つまり社会全体の利益と調和させることである（49. 170-171ページ）。

ちなみに大不況のさなか失業問題が深刻になっていたが、「クアドラジェジモ・アンノ」はここで次のような提案をしている。富者たちには施しをなし、慈善と寛大を実行するという「掟」が課せられているが、「非常に大きな収入を雇用機会の創出のために大々的に使用することは、実際に価値ある財の生産に貢献する労働である限りにおいて、現代の要請にあった申し分なく傑出した寛大の徳の行使と見なすことができる」（51. 172ページ）。失業問題をすべて国家に委ねるという発想はここにはない。

## （2）プロレタリアの向上と正当な賃金

プロレタリアの窮状はどうすれば解決できるか。その有効な対策は資本家の手に蓄積される富が労働者にもっと潤沢にゆきわたるようにすることである。社会保険制度とナショナル・ミニマムの考え方に従って福祉国家を設計しようとしていたイギリスのベヴァリッジ（Beveridge, William H.）・プランとは違って、労働者は「儉約によって財産を増やし、賢明にその財産を管理することによって家族生活の負担にいっそう容易に、いっそう確実に耐える」ことができる（61. 180-181ページ）と「クアドラジェジモ・アンノ」は主張する。労働者が財産所有者になるためには適正賃金が支払われなければならない。それを考えるにあたって留意すべき重要な論点は労働には、所有権の場合と同様に、個人的性格と社会的性格という二面性があることである。労働の私的性格は当然のこととして、社会的には知性と資本と労働が互いに密接に結合しあって「一体的な行動の原理」を構成することではじめて人間の労働は実を結ぶことができる（69. 184ページ）。さらに労使関係を基準と

する「労働契約」を「社会契約」的要素によって緩和することによって (the work-contract be somewhat modified by a partnership-contract. eine gewisse Annäherung des Lohnarbeitsverhältnisses an ein Gesellschaftsverhältnis) 労働者が共同所有者になり、「経営参加」ができるようになれば、利潤の分配にも与ることができるようになる (65. 183ページ)。こうした条件が整えば労働者は現在のプロレタリアの境遇から脱することができる。

### (3) 補完性原理と職能団体

所有権と賃金は主に経済秩序の問題であったが、社会秩序の問題はどのように考えるべきなのか。混沌とした社会秩序を回復するためには諸制度の改革と道徳の改革が必須となる。ここで諸制度の改革ということで議論の中心になるのは国家である。現在人々は救済の希望を「国家の干渉」に期待している。以前には様々な団体が社会の責任を引き受け、生活に深みを与えていたが、それらの団体がことごとく個人主義によって破壊され、今では「個人と国家」だけが残ってしまった。その結果、国家は消滅した諸団体が果たしていた役割をことごとく負わされることになってしまった (78. 190-191ページ)。

確かに以前には小さな団体が引き受けていた多くの仕事を、今では大きな団体でなければ出来ないというのは事実だけれど、より小さな下位の組織でできる事柄までもより大きな上位団体に託することは「不正であると同時に重大な悪であり権利の侵害」である。それゆえ国家権力は重要度の低い事柄は下位団体にゆだねるべきであり、そうすることによって国家権力は、国家だけにできる任務に対して「より自由に、より強力に、そしてより効果的に」従事することができるだろう。その任務とは「事情により、また必要に応じて指導し、監督し、奨励し、抑制する」ことである。補完制原理という「もっとも重要なこの原理は破棄したり変更したりできるものではなくて、社会

哲学において揺るぎのないものである」(79. 191ページ)。したがって「国家権力の座にあるものは次のことを肝に銘じておくべきである。すなわち補完性原理の断固とした遵守によって様々な団体間に段階的秩序がいつそう良く守られれば、それだけ社会の権威と効力は強力となり、国家の状態もいつそう良好になる」(80. 192ページ)。

つまり補完性原理が成立しうるためには国家と個人との間に様々な階層的団体が存在しなければならず、例えば経済分野では職業団体 (industries and professions. ständische Ordnung) がそれにあたる。しかし現在はそれが崩壊している。この再建こそが根本的課題となる。労働は単なる「商品」なのではなくて、そこに「人間としての尊厳」を認めなければならないが、しかし現実には労働市場をめぐる二つの階級に分れて激しい戦闘を行っている。この状態を克服するには「対立する階級」に代わって「その所属するそれぞれの社会的機能にしたがって構成される社会団体、つまり職業団体」が社会の中心にならなければならない。隣近所の関係と同様に同じ職業に所属するものが団体を組織することは極めて自然なことであり、したがってこれらの「自治的組織」は「自然に備わった装置」と言える (83. 193ページ)。その意味で労働組合の結成もまた「自然権」に属する。

そうだとすれば、次に問題になるのは、資本主義社会を律している自由競争との関係である。「クアドラジェジモ・アンノ」によれば、「経済の正しい秩序は自由競争には期待できない」。マンチェスター派の「個人主義的経済学のあらゆる誤りは、有毒な泉のように、この自由競争という源泉から生まれた」。そして自由競争の対極として登場した「経済的独裁」も自由競争以上に節度を欠き、凶暴である。この経済を厳格に統御できるのは「社会正義と社会的愛」だけである。国家という制度もこの高次の原則にしたがわなければならない (88. 197ページ)。

この高次の原則に応えられうる経済システムは果たしてありうるのだろうか

か。レプケが彼の三部作を通じて提示しようとした「第三の道」、言い換えると彼の描く「人間的な社会」の社会経済体制こそそれに応えるものであった。

#### (4) ファシスト的組合国家に対する批判

ところが現実の世界を見れば、補完性原理による国家と個人の間の中間団体ではなくて、「特殊な労働組合と職能団体」がもてはやされている。本来労働組合や職能団体は階級間の平和な協力、社会主義者の活動と組織の回避、国家の仲裁機関に対する影響など多くの利点を持っているが、国家は補完性原理に則って「必要かつ十分な補助的な仕事や要求」に限定することに満足せず、そして「労働組合や職能団体の新制度は過度に官僚的で政治的趣を漂わせている。さらにこの新制度は「より良い社会秩序を達成するということよりも特殊な政治目的」に役立っている (95. 200ページ)。ここで回勅が批判の眼を向けているのはもちろんムッソリーニ (Mussolini, Benito A. A.) のあの「コーポラティズム」である。

### 3. レプケの自由主義経済理論

以上のように、マンチェスター派的自由主義と社会主義は同じコインの表裏に過ぎないと見たカトリックは、個人と国家との間にかつてあった職能団体を復権させ、さらに新しい資本主義社会に対応するキリスト教的労働組合主義（将来的には労使同権的経営参加）への発展の可能性を示唆し、そして政治的には国家は重要な役割を担うが、それはあくまで分権主義的補完的なものに過ぎないという社会哲学・理論を提示した。

教皇ピウス11世がこの社会回勅を発表したのは1931年で、この時代背景にはもちろん大恐慌があった。さらに恐慌に対して耐性的と思われたロシア社会主義への評価が高まり、イタリアではファシズムが急速に台頭し、ドイツ

ではナチスが政権略取を目前にしていたころである。経済理論面ではケインズ主義が新しい経済学として脚光を浴びていた。このような時代の激流にこの社会回勅はたちまち飲み込まれてゆくのだが、二方向から手が差し伸べられた。ひとつが「新しい自由主義経済」の旗手ともいべきヴィルヘルム・レプケからであり、いまひとつは戦後のヨーロッパ統合運動からで、そこでは特に補完性原理が注目されている。本稿では前者について議論する。

レプケの旺盛な執筆活動のなかで『現代の社会危機』（1942年）、『ヒューマニズムの経済学』（1944年）および『国際秩序』（1945年）が彼の三部作として知られている。<sup>(8)</sup>第一作と第二作の間には非常に重要な議論の深化が見られる。それは「クアドラジェジモ・アンノ」に関係している。まず第一作では労働者の大衆化・プロレタリア化を救済し健全な社会秩序を回復するためには、社会経済システムの分散化、より小さな生産・居住単位および社会的に健全な生活・職業形態（何よりも農民的、手工業的なそれ）の促進、独占と集中を阻止するための法形成（会社法、特許法、破産法、カルテル法など）、フェアプレーを保証するための出きる限り厳格な市場の監視、非プロレタリア的な新しい産業形態の形成、人間を基準にしたあらゆる次元と関係を回復すること、行き過ぎた組織化や、特化および分業の是正、出きる限り広く財産が行き渡ること、国家干渉分野を市場の法則と有効性から合目的に画定すること（非市場適合的・計画経済的国家干渉ではなくて市場適合的国家干渉）などが主要な論点になると述べている（S. 288 f.）。さらに「経済の競争的性格」に関しては次のように述べている。競争からはそれが与えてくれる以上のものを要求してはならない。それは分業的市場経済とい

---

(8) レプケの三部作については、藤本建夫、前掲書、第10～12章を参照。本文で第一作の引用は、Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart, 6. Auflage, Bern 1979, 第二作の引用は、Civitas humana. Grundfragen der Gesellschafts- und Wirtschaftsreform, 4. Aufl. Bern (u. a) 1979 (邦訳ヴィルヘルム・レプケ [喜多村浩訳] 『ヒューマニズムの経済学——社会改革・経済改革の基本問題——』勁草書房, 1954年) からである。

う「狭い意味での秩序・舵取り原理」であっても、「社会全体を構築しうる原理」ではない。社会学的一道徳的にはそれは、結合するよりもむしろ「解体してゆく危険な原理」である。とすればそれだけ強力な経済以外の統合、つまり「政治的・道徳的枠組み」が必要になる。それは「強力で、利益に飢えたガリガリ亡者たちの上に立つ国家を、高い経済的・道徳心を、腐敗していない社会つまり協調心にあふれ、自然に結びついた社会に根付いた人々の社会を前提にしている」(S. 292.)。つまり、『現代の社会危機』ではプロレタリア化する社会から秩序を回復し「社会に根付いた人々の社会」を実現してゆくためには「政治的・道徳的枠組み」が必要であり、したがって「強い国家」が要請されるとの結論が導き出される。しかしここにはまだ「クアドラジェジモ・アンノ」への直接的言及は見られない。

実は彼がこの教皇の社会回勅の重要性に気が付くのは1943年ごろであったようである。彼はリュストウ (Rüstow, Alexander) に宛てた5月13日付の手紙のなかで次のように記している。

「最近《クアドラジェジモ・アンノ》をラテン語の原文で読んだとき、私はどんなに嬉しい驚きを感じたか、あなたに話したことがあると思う。暗澹とした気持ちにさせられるのはカトリックの知識人たちがそこから傾向的に〔ファシズム国家的に……藤本〕解釈しようとしていることだ。……社会回勅のプログラムの基本は《プロレタリアの向上 *redemptio proletariorum*》と理性的な市場経済の再生にあり、独占と利益経済ではない。コーポラチズム国家はまったく論外だ<sup>(9)</sup>」。

彼はここでカトリックの社会哲学のなかに本来の「理性的な市場経済」の姿を発見した驚きを語っている。この回勅のなかに彼は恐らくあるべき社会・経済秩序を明確にイメージしえたのではないだろうか。当時経済学の世界

---

(9) Eva Röpke (hrsg. von), Wilhelm Röpke Briefe. 1934-1966, Erlenbach-Zürich 1976, S. 69.

ではイギリス古典派経済学をどのように克服するのが重大なテーマとなっていた。例えばケインズはいち早くその伝統から脱してドイツ歴史派経済学における「国民経済」の発想を取り入れ、それを「全体としての産出量の理論」として「一般理論」化してゆき、またそのケインズに対してハイエク (Hayek, Friedrich A.) はあくまで古典派経済学に固執するのに対して、レプケは市場経済に社会秩序という要素を組み入れることの重要性を主張する。「クアドラジェジモ・アンノ」に近い社会経済秩序モデルを念頭に置くことによって、彼の「理性的市場経済」はハイエクのようなイギリス古典派の自由放任型のそれでもなく、また抽象的・数学的なケインズのマクロ・経済モデルでもない「生命力があり満足のいく市場経済はむしろ巧みにつくられた形成物であり、文明の創作品」(S.75. 55ページ) であると定義される。

まずレプケは議論を「無色中立の概念たる経済体制」から始める。その基本問題は「何を、どれだけ、どういう方法で」生産するかにあり、これが本来の「社会の経済計画 (生産計画)」である。それには自家経済、市場経済、それに命令経済しかなく、いかなる社会の経済であろうともこれらのいずれかの形態をとるが、高度に分化した社会では市場経済か命令経済のいずれかである (S.37. 9ページ)。さらに市場経済には「純粋な市場経済」=完全な競争経済と独占が支配的な「歪められた市場経済」がある。またそれには歴史に制約されない「市場経済それ自体の原理」と19世紀および20世紀に見られた「事実上の発展」としての市場経済があり、両者は厳密に分けて考察されなければならない。後者は一回限りの「歴史的固体」としての市場経済であり、これがいわゆる「資本主義」と呼ばれるものなのである。つまり「資本主義」はマルクスが考えたような人類史における一つの発展段階ではなく、「単に特定の経済史、社会史上の一時代をその個性、その一回きりの存在、その複雑な様相において言い現すに過ぎない」ものである (S.40f. 14ページ)。したがって「資本主義一般」があるのではなくて、時代によっ

て様々な形をとる特殊な資本主義，例えば今日の「スイス資本主義」や「アメリカ資本主義」，あるいは「1925年のドイツ資本主義」，「ヴィクトリア期のイギリス資本主義」等々があるだけである。そうだとすれば，ここで批判さるべきは基準としての「市場経済の秩序原則」ではなくて，重大な欠陥を持っている具体的「歴史的な《資本主義》」である。

市場経済に対して命令経済＝コレクティヴィズムの経済は完全な形ではロシアと1936年以降のナチス・ドイツだが，実はいま「最大の危険」はこれらの「完全なコレクティヴィズム」というよりも「民主主義的・自由主義の基礎の上に立つ国々」にある。それらの国々では穏健な社会主義者を中心に一步一步譲歩を重ねてゆき，やがてずるずると「前コレクティヴィズム」へと落ちてゆき，ついには「完全なコレクティヴィズム」に至る危険性がある。この意味でコレクティヴィズムはヨーロッパ知識人の間に「感染性のある疫病」として蔓延している（S.47f. 22ページ）。

コレクティヴィズムは「さまざまなイデオロギーで粉飾されて」現れる。それは例えば次のような論法を用いる。コレクティヴィズムの経済体制は能率が高いという。しかしそれは効用と費用の関係をとってみただけでも明らかのように，それはありえないことである。コレクティヴィズムの経済は日々変化する価格形成という羅針盤を持たずに「複雑な経済過程の大洋に船を乗り出すようなものである」（S.52-54. 27-29ページ）。

また現在では所有と経営が分離しているが，それなら国家が株主になっても良いだろうという意見がある。しかしコレクティヴィズムの国家では「圧倒的な権力を持ったただ一人の使用者に使われる」だけだから，常に彼の気まぐれや権力欲に国民は翻弄される。そこでは労働者は強制されない限り働かないだろう。ましてや労働意欲が高まるとは思えない。そもそもいかなる超人といえども，コレクティヴィズムの経済指導に含まれる「組織的な課題を解決するだけの知性」を持っているかどうかは甚だ疑わしい（S.55-57.



31-33ページ)。「知性」のない「超人」と強制されない限り働かない労働者からなる国家はいずれ崩壊する。独裁者はいかに超人とはいえ具体的な知能は痴れていることを内心では自認していて、それを隠すために徹底的に組織を使い、秘密警察で脅し、個人崇拜を国民に強要する。こうして経済生活は徹底して「政治化」される (S. 58f. 39-40ページ)。

ケインズ経済学に代表される近年の経済学理論は高度に数学的で抽象的・仮説的になり、まさしく「ゲームのような性格」を持つようになってきているが、そのような「自然科学、数学の分野から生まれる技師の気質」とコレクティヴィズムの国家における経済指導との間には密接な「近親関係」が認められる。つまり彼ら「テクノクラート」は方程式の助けを借りれば、市場経済の経済過程以上にコレクティヴィズムの経済体制を指導できると考えている。しかしそれが人間の能力ではとても負えないことは明白で、すべて必要なデータを前もって集めることは不可能であり、また集めたとしたもたった一つの価格形成でさえ一生かかっても到底計算できないような最高次の方程式を解かねばならない (S. 58f. 34-35ページ)。テクノクラートによる方程式の経済は所詮不可能なことを可能であるかのごとくに人々に幻想を振りまいているだけである。

では真の競争的秩序としての市場経済とはどう考えれば良いのか。彼はそのための指針、あるいはプログラムを次のように描く。

- I. 真の競争的秩序の確立 (反独占の政策)
- II. 積極的経済政策 (反レッセ・フェール)
  1. ワクの政策
  2. 市場政策 (自由主義的干渉政策)
    - a. 適応のための干渉政策対維持のための干渉政策
    - b. 市場順応的干渉政策対非市場順応的干渉政策
- III. 経済的・社会的構造政策 (調整, 分散化, 「経済ヒューマニズム」)

#### Ⅳ. 社会全体のための政策 (Gesellschaftspolitik)

彼には文化や文明は人間生活にとってかけがえのないものであり、そして市場経済もそれと同じく「巧みにつくられた……文明の創作品」で、耕しつづけなければすぐにでも荒れ果て森に返ってしまうと考えていた。それを防ぐにはまず「真の競争的秩序の確立 (反独占の政策)」が肝要であり、また国家は積極的にその市場経済を保護してゆかねばならず、その意味では反レッセフェール政策を推進しなければならない。

まず「ワクの政策 (Rahmenpolitik)」だが、これは競争に必要な規則を定めそれが守られているかどうかを国家がしっかりと監視する。その意味では国家は「強力であるとともに公平無視」でなければならない (S. 76. 55-56 ページ)。その「ワクの政策」のなかで市場経済がうまく機能してゆくためには「よく考量された熟慮された一定の国家干渉」が必要になる。つまり「市場の自由」そのものに現実に干渉を加えることが問題となるので、これを「市場政策」と呼ぶことにする。市場政策については独占など「維持のための干渉 (Erhaltungsinerventionen)」あるいは「非市場順応型干渉 (nicht-konforme Interventionen)」と市場への「適応のための干渉 (Anpassungsinterventionen)」(農業、手工業、小工業、労働者、使用人など特定領域の層で、存在が脅かされているものへの援助)あるいは「市場順応型干渉 (konforme Interventionen)」(関税政策などのように経済体制がデータとして対応でき、したがって競争を排除しない干渉)とが考えられるが、両者の相違をしっかりと踏まえなければならない (S. 77f. 57-58 ページ)。

以上が「積極的経済政策」の基準であるが、これに加えて「構造政策」も必要となる。つまり「経済ヒューマニズム」の観点から所得や財産の分配、経営規模、都市と農村、工業と農業、各層への人口分布などの「市場経済の社会的前提条件」を変えてゆく。独占や巨大資本主義を排し、「理性と人間性によって導かれた積極的経済政策」によってあらゆる経済部門が「分散化」

し、中小経営が軸になる。労働者はむろん「非プロレタリア化」している。

「社会全体のための政策」でもって「はじめて全構図が決定的なかたち」を受け取る。ここでの論点は①市場経済はあくまで社会生活の狭い領域であって、その外を「人間学的・社会学的枠組み」が取り囲み、もしこれが崩れると市場経済も成り立たなくなる。②市場経済は健全で能率が高くなければならないが、そうした市場経済とならんで「自足経済部門、国家経済部門、計画化の部門、献身の部門さらにありのままの人間性の部門」がなければ市場経済は腐敗する。要するに「市場経済の核にある個人原則」と「ワクにおける社会およびヒューマニズムの原則」とがバランスし、「密接な補完関係」にあることが重要なのである（S. 81-83. 62-65ページ）。

「市場経済は我々の社会システムおよび文化システム全体と切り離して考えることができない経済体制である。……市場経済それ自体はそれと対の社会政策（Gesellschaftspolitik）があってはじめて維持することができる」（S. 85. 67ページ）。

レブケは以上のように市場経済と「ヒューマニズムの原則」の関係を整理して見せたが、そこでは『現代の社会危機』の「強い国家」を超え、非カトリックの彼が「クアドラジェジモ・アンノ」を通してさらに現状批判の論理を深化させていった様子を伺うことができる。「クアドラジェジモ・アンノ」と社会問題に関する議論にそれはより明確に現れている。

#### 4. レブケの社会政策論

——ベヴァリッジ・プランか「クアドラジェジモ・アンノ」か

レブケらの自由主義とともに「クアドラジェジモ・アンノ」の思想もいつの間にか大恐慌から戦時にかけての時代の激流に押し流されようとしていた。時代の主流を形成していたのはコレクティヴィズム（社会主義とファシズム）を除くとケインズ主義であり、そして社会政策分野ではケインジアンへのベヴ

ァリッジによるプランが世界の注目を集めていた。反ケインズの立場に立つレプケはベヴァリッジ・プランにももちろん批判的で、むしろ社会回勅「クアドラジェジモ・アンノ」のなかに真の解決策が見出されると考えた。

1942年11月に最終報告としてイギリス議会に提出されたベヴァリッジ・プランは完全雇用政策を前提に国家強制保険（社会保険）制度とナショナル・ミニマムとを指導原理としていて、戦後イギリスの福祉国家の原型を創りだした<sup>(10)</sup>。戦時下での目的（つまり戦争目的）と戦後再建プログラムという強烈な現実政治的要請のなかから生み出されてきたこのプランをレプケは「プロレタリア化社会が行き着いた最も徹底した結論」（S.258. 276ページ）として厳しく批判する。

第一にこの計画は「国民所得の流れをかえる巨大なポンプ」（S.258. 275ページ）だと言えるが、国民の負担金や給付金は机上の計算通りにゆくものではない。なぜならインフレによって購買力が減少してはならないし、また社会負担や租税として再分配される剰余所得が十分存在しなければならないが、小額所得総額に比べて高額所得総額を過大に見積もりがちであるからである。だが実際には所得ピラミッドはすでにかなり平準化していて、再分配される余裕はそれほど多くは残っていない。だからきわめて特殊な国家的・社会的目標を持っている戦時を別にすれば、この所得再配分計画が国民の間にコンセンサスが得られるとは思えないのである（S.259-261. 276-279ページ）。

---

(10) ベヴァリッジ・プランに関する研究はわが国でも多くあるが、最近の成果としては、小峯敦『ベヴァリッジの経済思想——ケインズたちとの交流——』昭和堂、2007年を参照。同著、第11章の末尾で著者は次のような興味ある指摘を行っている。ケインズとベヴァリッジに「共通する心性とは、統制経済の必要性と戦後計画たる社会保障および完全雇用の政策構築である。社会保障とはこの場合、国民最低限保障に基づき、収支の均衡に注意しながら、窮乏からの自由を図る試みである。完全雇用政策はその前提であるだけでなく、それを強化する働きを持つ。……ケインズ経済学を受容は、ベヴァリッジ自らの失業論の拡大・完成という側面もあった」（332ページ）。

## 競争的市場経済と補完性原理

第二にあらゆる扶助や保障の制度を採り入れることは一向に差し支えないが、それはあくまで「自己責任や自助努力」と両立させねばならない。ところがベヴァリッジ・プランでは国家が積極的に保障に乗り出してゆくのだから両立があやしくなる。そうなればその経済的影響は計り知れないほど大きくなる。その実施に要するコストは大きく、それだけ国民経済の生産性も低下するだろう。間接税と同じくこの負担は下方に向かって重くなるのだから、その影響をこうむるのは資本集約的な大経営ではなくて一人当たり支払うべき負担金の負担が平均以上になる「労働集約的な中小企業」である。そうなれば解決されるべきはずのプロレタリア化がさらに推し進められるだけである。そうだとすればベヴァリッジ・プランは単に「病気の症状だけを治療しようとする療法にほかならず、病気自体はそのためにむしろ悪化する」だろう (S. 261 f. 279-281ページ)。

第三に現在は戦時下で生産性が阻害されているから、求められているのは経済の機能を改善し、生産性を高め、弾力的でより屈伸的な適応ができるようにすることである。こうした現実的課題に対しベヴァリッジ・プランはあまりに「算術的-静態的構想」であり、構造改革という本来の課題から国民の目をそらしている。生産性が高まれば自ずと一般的福祉水準は向上するのであって、その時になおも扶助の問題、社会保障の問題があるとするならば、その問題も主にこの生産性の観点から見るのが正しい。これらを見無視してベヴァリッジ・プランを今実行に移せばやがて国民の負担は高まり、他方で「社会官僚」はますます権力を大きくする。その結果「中央集権化の傾向は強まり、中産階級は破壊され、プロレタリア化され、そして国有化が進行してゆく」 (S. 262 f. 281-283ページ)。要するに、レプケによれば、構造改革を実施し生産力を増大させることが先決であり、それを行わずに負担と給付を頭のなかで計算し、それを実行して国民所得の流れを大きく変えればかえって経済は停滞し、プロレタリア化をいっそう加速化するというのである。

確かに多数のプロレタリアがぎりぎりの貧困状態にある場合には「短期の緩和的政策」は行なわれなければならないが、それを「長期的な終局の目標」にすべきではない。そう考えればベヴァリッジ・プランはあくまで「代用品」に過ぎないのである (S. 265. 284-285ページ)。

社会問題の真の解決方法はむしろローマ教皇ピウス11世の社会回勅「社会秩序の再建」に見出されるとレプケは主張する。「クアドラジェジモ・アンノ」の「プロレタリアの向上 (redemptio proletariorum)」の項には、労働者は「儉約によって財産を増やし、賢明にその財産を管理する」ことにあると書かれている。ここに回勅の根本思想があるとレプケは読む。彼によると「我々はこの部分が社会問題を論じていると考える。ここで決定的な論点は、回勅が従来の社会政策の功績を低く評価してはいないけれど、真の問題をまさしく変質過程に、つまり深奥において物質的なものではなくて非物質的で人間的なものとして認識されねばならない過程に、要するにプロレタリア化に見ていることである。したがって社会問題の解決は脱プロレタリア化の問題の解決 (プロレタリアの向上) と同義である。……そのような脱プロレタリア化のプログラムは、同時に経済的、社会的および政治的分散化……として特色付けられ得るが、経済的コレクティヴィズムおよび政治的全体主義とは正反対のものである」(S. 265. 284-285ページ)<sup>(11)</sup>。社会問題の解決は大衆化・プロレタリア化し、国家にすっかり依存する労働者に求めることはできな

---

(11) W. Röpke, Die Enzyklika „Quadragesimo Anno“ in der heutigen Diskussion, in: Schweizer Rundschau, Mai 1944, S. 94f. 後にこの論文は1947年に書き直されて, „Quadragesimo anno und die Forderungen des Tages“ (in: Wort und Wahrheit, 1947) および “Gedanken eines „Neo-Liberalen“ zur Enzyklika „Quadragesimo anno“ (in: Dokumente. Internationale Beiträge zu kulturellen-sozialen-wirtschaftlichen Fragen, 3Jg., Ht., 7, 1947.) として改めて発表される。

ちなみに、レプケが社会主義者だとして厳しい批判の目を向けたシュンペーター (Schumpeter, Joseph A.) もまた「クアドラジェジモ・アンノ」をファシストのコーポラチズムに対する批判として非常に高く評価している (塩野谷祐一『シュンペーター的思考』東洋経済新報社, 1995年, 363-366ページ)。

い。結局のところ財産を持ち自立心のある健全な労働者が、しかもそれには経済的、政治的そして社会的分化が、すなわちコミュニティの存在が不可欠なのである。

彼はそこで次のような具体案を提案をする。第一に財産の再確立。これはプロレタリア化を積極的に拒否することを意味しているから、ベヴァリッジ・プランなどとは違って真に「革命的」である。なぜなら第一に人々が本当に財産を持ちたいと希望することは現在と将来とを天秤にかけ、ひたすら勤勉・節約に励むことを意味するからである。第二に他方で財産分配のあり方については大財産の集中を拒否して「分散」を旨とする。そのためには限度をわきまえた累進的相続税を導入する。第三に長い時間をかけて経済体制を改変し大財産が作られにくくする。第四にここでいう財産の対象は生活に直結したものである。具体的には一方で生産に役立つもので、他方では住宅用財産であり、その双方を兼ね備えているのは土地財産である。第五に工場労働者がこうして庭園付きの住宅を所有するようになれば、景気の波の悪影響から免れることができるから、それを持つことを労働者およびホワイトカラーの「社会的〈権利〉」とする (S. 279-284. 302-308ページ)。

第二に国土計画。国土計画の課題は食料自給とレクリエーションを可能ならしめるような住宅を労働者にも提供することを目指す。これによって奇形的な大都会、独占的中央集権的で社会学的意味での病的なまでに大衆化した大都会を健全で適正な規模 (5 - 6万人)、例えばフィレンツェ、ジュネーヴ、ワイマールのような文化の香りをもった都市の規模にするべきである。確かに「郊外化」は大都会の分散化の策ではあるが、これは真の分散化とはいえない。それは次のような事態が予想されるからである。第一に大都会とは交通機関で結ばれるが、それは「すしづめの電車」となり、通勤に要する時間はまったくの浪費となる。第二に大都会の中心部は交通渋滞を引き起こす。第三に他方で「郊外」は本来の農村が単なる大都会の付属物となる。第四に

郊外はそれぞれ住民の経済的機能によって階級的性格（上流の住宅地、労働者住宅地など）ができ、それらが中央から機械的に結ばれる。第五にしたがって郊外の各地域は中央との関係のみ意味あるものとなり、本来の自治体は創られ得ない（S.287-289. 312-315ページ）。

## 5. カトリックのレプケ評価

ドイツ自由主義者レプケは「クアドラジェジモ・アンノ」の問題提起に対して以上のような回答を準備したが、カトリック側はそれに対していかなる反応を示したであろうか。例えば、レプケが亡命していたスイスではカトリック系新聞『祖国』は「《クアドラジェジモ・アンノ》再び時事問題に」と題して次のような論説を載せた。

1931年に「クアドラジェジモ・アンノ」が発表された当時は大きな反響を呼んだが、第二次大戦とともにこれを研究し実現させようとの熱意は急速に衰えていった。その最大の障害はカトリック側にあった。国によって社会的、政治的、経済的等々の状況が異なっていたばかりではなく、回勅の「中心的な考え方」である「職業身分的理念」について「イタリアのコーポラティズム」には距離をおき、その「組合国家 Korporationenstaat」に賛意を示したことはなかったにも関わらず、カトリック世界にある種の混乱が生じた。非カトリック界では元から反響はなかったから回勅に対する意識も薄れていった。そこに非カトリックのレプケが現れ『現代の社会危機』と『ヒューマンイズムの経済学』を著した。この二冊は基本的に「回勅《クアドラジェジモ・アンノ》の見解と一致」している。レプケは「競争と民主主義を否定し組合を経済・国家構造の礎石にしようとする運動、という意味でのコーポラティズムの断固たる敵対者である。より厳しく妥当するのは、組合が国家機関である全体主義国家のコーポラティズムに対する彼の戦いである」。したがって、回勅が「レプケの戦後復興プログラムと完全に一致することを非カトリ



ックのレプケが確認している」ことは二重の意味で歓迎すべきである。第一に経済的・社会的な基本構想においては彼が財産の再確立とプロレタリアの非プロレタリア化を強調しており、この点で「クアドラジェジモ・アンノ」と『ヒューマニズムの経済学』が事実上一致している。これは「きわめて注目すべき」ことである。第二に非カトリックにも「クアドラジェジモ・アンノ」の理解が広まり、カトリック自身においてもいっそう「本来の社会プログラム」を自覚するようになる期待が膨らんでくる。「《クアドラジェジモ・アンノ》は再び、あるいは今日、まさしく初めて時事問題になった<sup>(12)</sup>」。

レプケはまた「抽象」理論を好まない。ケインズ理論に対してそれが精密で数学的抽象的な議論に終始していることに矛先が向けられる。ベヴァリッジ・プランにおいても同様である。彼のこうしたスタンスがカトリック社会理論と調和した。あるカトリックはこう書いている。レプケは「いわゆる厳格な科学の代表者にはごく稀」なことだが、「なにかあるキリスト教的な基本観念」を持っている。「あらゆるカトリックの研究や精神的行為の基礎には生命に対する意味がある……。カトリックは生活実感から離れた抽象の雰囲気<sup>(13)</sup>を好まない。その抽象の世界では例えばベヴァリッジ・プランは——肝に銘じてしかるべきだが——他のユートピア世界とともに無限の、何らの抵抗感もない空間に向かってすばらしい花火のように打ち上げられ、落ちてゆく。カトリックはむしろ民衆の賢明さ、自然の知恵、……を愛し、そしてなかでも彼はヴィルヘルム・レプケに何かを感じる<sup>(13)</sup>」。

レプケはカトリック社会哲学に近い経済・社会理論を展開し、戦後を踏まえての構想を大胆に論じていたから、以上のようにカトリックからもきわめてポジティブな反応が見られた。しかしカトリックにとってはレプケの「リベラリズム」の用語が混乱を引き起こした。確かに経済・社会理論から見る

---

(12) “Quadragesimo anno” wieder aktuell!, in: Vaterland, 21. April 1944.

(13) Ein Katholik liest Wilhelm Röpke, in: Der katholische Gedanke, 3. Juni 1944.

とレブケはカトリック社会論にとってきわめて近い存在となるが、リベラリス・ト・レブケに重心を置けば彼に対する批判的側面が強くなる。本来「リベラリズム」という用語は歴史的にはきわめて多義的である。18世紀の中ごろ、フランスでは革命派の「支配的リベラリズム」に意識的に反対して、「積極的なカトリック的ナリベラリズム」を担うラコルデール (Lacordaire) らに代表されるカトリックたちがいた。彼らにとって不幸であったのは「自由主義的、民主主義的理念」を表現するのに革命派と同じ用語を使わなければならなかったことである。とりわけ彼らは自らを「リベラル」と呼び、その結果実際にはカトリックの教義に反する「自由主義の支持者」であるとの嫌疑を受けた。彼は死の直前にも「悔い改めの修道僧として、しかし悔い改めざるリベラルとして」死ぬことを望むと宣言したが、この彼に見られるように、革命派のリベラリズムとは違って「教会の権利と自由の防衛のための原理」としての自由主義があり、その自由主義はあくまで「意識的に教会のための奉仕」であった。「教会の自由のための彼らの闘争は教会と、自由に依拠する政治的社会的秩序との内的調和が可能である」。しかし今日ではスイスの自由主義はラコルデールらの「《自由》な精神」とは何の関連も持っていない。なぜなら「最も重要な生活問題に関する基本的見解は本質的にこれらのフランスのカトリック達の生活観とは異なっているからである」。こうした「自由主義」の用語法の歴史的・政治的背景を考えるならば、レブケは確かにこれを「良い意味で」使用しているが、スイスでは多くの誤解を生む。したがって「経済的・社会的分野では基本的にレブケに賛成することはできても、彼の《自由主義》に対しては留保することになる<sup>(14)</sup>」。

---

(14) “Liberalismus” contra Liberalismus, in: Vaterland, 25. April 1944. フランス革命以降、民主主義・自由主義とカトリックは対立し続けたが、その間の事情については、ハンス・マイアー [桜井健吾訳]「フランス革命とカトリック教徒」、南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』第6号 (1999年2月) を参照せよ。ちなみに、サン・シモン (Saint-Simon, Claude-Henri) も自由主義という用語には注意を促して

以上のようにスイスのカトリックは社会哲学に関しては教皇の「クアドラジェジモ・アンノ」とレプケの『ヒューマニズムの経済学』が事実上一致しているし、労働者の救済方法についてもベヴァリッジ・プランよりもレプケの考えを支持することができた。しかし多様な解釈が可能な「自由主義」についてはスイス・カトリックはやはりレプケの自由主義にある留保をつけざるを得なかった。

## 5. む す び

自由主義的市場経済とカトリック社会哲学は戦間期のヨーロッパでドイツ自由主義経済者レプケを介して以上のように結びつけられた。自由で競争的な市場を前提にしなければ活力ある経済体制は望めない。他方で補完性原理に代表されるカトリック社会哲学においては経済的にも社会的にも健全なコミュニティの存在が前提になる。この二つの要請を同時に満たすものは何か、と問題を提起した場合、レプケはその回答を社会、経済、政治等の各分野での分散・分権化に求めた。それを前提にすると、国家は分散し自己責任を持つ下位集団に対して分権化を認めると同時にそれらの保護という重要な役割を担うことになる。レプケにとってあるべき国家の姿はこのようなものではならなかった。国家は19世紀の自由放任的夜警国家でもなければ、20

---

いる。彼は『産業者の教理問答』のなかで、すべての「産業者」に対して「自由主義者」と呼ばれるのに甘んじないようにし、今後は「産業主義」という名称に代えることを勧めている。その理由の一つとして彼は次の事実を挙げる。普通の自由主義者の大部分は平和的な人々から成っているが、「この自由主義的党派の指導者たちは、批判的な性格、つまり18世紀の革命的な性格をもち続けている人々である。最初は愛国者として、次にはボナパルティストとして、革命で役割を演じたすべての連中が、今日、自分達は自由主義者であると称しているのである。……この党派の創立者たちは、つくられるどんな政府をも、自分たちがそれにとってかわるために、転覆させることを主たる方針としている人々である。……この名称は平和的な手段によって堅固な秩序をつくり上げようとする本質的傾向をもった人々にとって、きわめて大きな支障がある」(岩波文庫、166-167ページ)。

世紀のファシズムや社会主義のコレクティヴィズムの国家でもないし、またケインジアン的な国家でもなかったのである。

カトリックが提起した社会哲学の問題は決してカトリック固有の問題ではない。これが全社会的に容認されてゆけば、やがて宗教性は薄れていく。戦後ドイツを特徴付けたのは分権的社会秩序であるが、この体制をカトリックと結びつけるのは余りにも時代錯誤と言うべきだろう。また戦間期にはレブケの社会経済理論に基本的に賛意を見せながら「自由主義」と言う用語には「留保」していたカトリックも第二次大戦後には自由主義的市場経済を全面的に受け入れる<sup>(15)</sup>。

---

(15) 桜井健吾「訳者付論 二 ケテラーの自由主義批判とツンフト擁護について」  
W. E. フォン・ケテラー『労働者問題とキリスト教』180ページ。